

## 仁愛大学における研究データの保存等に関するガイドライン

### 1. 目的

このガイドラインは、仁愛大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程（以下「規程」という。）第6条第2項に基づき、本学の研究者（学生である場合を含む以下「研究者」とする）が本学における研究活動にともなう研究データの内容、保存期間、保存方法、開示方法等に関する基準を定めることを目的とする。

### 2. 研究活動の記録・保存

- (1) 実験・観察をはじめとする研究活動においては、その過程を実験ノート等の形で記録に残さなければならない。実験ノート等には、実験の操作の記録やデータ取得の条件について、後日の利用・検証に役立つよう十分な情報を記載し、かつ、事後の改変を許さない形で作成しなければならない。実験ノート等は研究活動の一次情報記録として適切に保管しなければならない。
- (2) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置に関する情報等（以下「研究データ」という。）は、後日の利用・検証に堪えるよう適正な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、作成者、作成日時及び属性等を整備し、検索等が可能となるよう留意しなければならない。
- (3) 研究データ等は、研究者自身が責任をもって保存・管理しなければならない。なお、転出や退職した後も本ガイドラインで定める期間は適切に管理しなければならない。
- (4) 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、本ガイドライン等に基づく適切な研究データ等の保存・管理等について、教育、指導に努めなければならない。

### 3. 保存期間

- (1) 研究データの保存期間は、原則として当該論文等の発表後10年間とする。電子化データについては、メタデータの整理・管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも10年の保存が望ましいが、保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合で、廃棄しても研究活動の正当性が証明できると研究者自身が判断した場合には、研究者の責任で廃棄することも可能とする。また、試料等保存・保管が本質的に困難なものや、保存に多大なコストがかかるものについても、同様の取扱いとする。
- (2) 論文等研究成果の発表の根拠とはならなかったデータや、使用する予定のないデータ等については、研究者及び研究倫理教育責任者が必要に応じ、保存期間を判断するものとする。
- (3) 本ガイドラインに定める保存期間の終了以前に、合理的な理由なく故意に廃棄した場

合等は、不正行為とみなされる場合がある。

#### 4. 異動又は退職時の取扱い

研究倫理教育責任者は、研究者が本学から異動又は退職をする際に、当該研究者の研究活動に関わる資料のうち、保存すべきものに係る対象論文名、研究データの保存場所及び後日確認が必要となった場合の連絡方法等について、当該研究者と確認した内容を記載したものを保管し、追跡可能としておかななければならない。また、必要に応じ、研究データ等のバックアップを保管するなどの措置を講じなければならない。なお、研究倫理教育責任者の異動又は退職に際しては、統括管理責任者等がこれに準じた取扱いをするものとする。

#### 5. 開示

研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ、研究データ等を開示しなければならない。なお、他機関への異動又は退職後もその責を負うものとする。

#### 6. 学部・学科・研究科等における取扱い

学部・学科・研究科等においては、それぞれの研究分野の特性及び状況等を踏まえ、本ガイドラインにそって研究データの保存等の取扱いを定めることができる。

#### 7. その他

個人データ等、研究データ等に関して、その取扱い及び保存期間等について法令等により規定されているものがある場合には、その定めに従うものとする。また、特定の研究プロジェクトに関する成果物について、資金提供機関との取り決め等がある場合にはそれに従うものとする。

ただし、法令等及び取り決め等に定める保存期間が本ガイドラインに定める期間より短い場合、当該研究データ等に係る保存期間は、本ガイドラインに定める期間とする。

#### 8. 実施

このガイドラインは、平成29年7月4日から実施する。